

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	農林部	農政課	2019年 6月7日	令和元年度狩猟免許試験等の実施に関する業務委託	1,115,000	長崎市樺島町9-13-302 一般社団法人長崎県猟友会 会長 杉谷 和彦	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許試験及び狩猟者適性検査にあたっては、法令及び鳥獣、猟具等の専門的知識を有し、かつ狩猟全般につき精通している者がその任にあたる必要がある。 ・また、現在のところ、そのような者を有する団体等としては、委託予定団体において他になく、本事業を委託できる唯一の団体であるため。 	第167条の2第1項 第2号
2	農林部	農政課	2019年 10月10日	令和元年特定鳥獣イノシシ等捕獲技術研修事業の実施に関する業務委託	2,409,814	長崎市樺島町9-13-302 一般社団法人 長崎県猟友会 会長 杉谷 和彦	<ul style="list-style-type: none"> 特定鳥獣イノシシの捕獲技術研修にあたっては、イノシシ、わな及び猟銃の取り扱い等に専門的知識を有し、かつ狩猟全般について精通している者がその任に当たらなければならない。 現在のところそのような者を有する団体等としては委託予定団体以外にはなく、本事業を委託できる唯一の団体である。 	第167条の2第1項 第2号
3	農林部	諫早湾干拓課	2020年 3月30日	諫早湾干拓農地賃貸借契約	1,662,222	長崎市尾上町3番1号 公益財団法人長崎県農業振興 公社 理事長 上田 裕司	<ul style="list-style-type: none"> 国営諫早湾干拓事業は、平成19年に完成し、平成20年4月より当地への入植・増反者による本格的な営農が開始されている。 当地では、平坦かつ広大な優位性を十分に生かし、環境と調和した先進的な農業を積極的に推進することとしている。 当地で展開する環境保全型農業の技術を確立し、営農のリスクを回避するとともに早期に営農を定着させるためには、入植・増反者の営農品目であるタマネギ、レタス、キャベツ等について当地で栽培試験を行うほ場を確保することが必要である。 以上のことから、本件干拓地内のすべての農地を保有する(公財)長崎県農業振興公社より借受を行うものである。 	第167条の2第1項 第2号
4	農林部	農産加工流通課	2019年 4月1日	6次産業化サポート事業業務委託	8,041,000	長崎市桜町4番1号 長崎県中小企業団体中央会 会長 石丸 忠重	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務は、6次産業化のための拠点を設置し、6次産業化に向けた相談対応や民間の専門家で構成する6次産業化プランナーを派遣し支援するものである。 国の農山漁村6次産業化対策事業補助金を財源としており、プランナーの謝金単価は国の標準額に準拠し県で定めており、派遣旅費等も実費精算であることなどから、競争入札には適さない。 また、委託予定である長崎県中小企業団体中央会は、県内での経営・経理・税務・金融等の指導や専門家派遣事業を実施するなど地場産業振興に向けた業務を行っており、6次産業化に向けたノウハウを有し事業目的を十分達成できる唯一の団体であることから、当該事業者を相手先として随意契約を行うもの。 	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	農林部	農産加工流通課	2019年 5月8日	6次産業化戦略に係る交流会開催業務委託	2,555,000	長崎市桜町4番1号 長崎県中小企業団体中央会 会長 石丸 忠重	当該業務は、6次産業化のための異業種交流会（1次産業、2次産業、3次産業）を各地域及び県域全体で開催するとともに、6次産業化に向けたセミナーの開催やマッチング、情報交換を行うものである。国の食料産業・6次産業化交付金を財源としており、人件費や間接経費等は認められておらず、交流会講師謝金や旅費、会場使用料等の経費は実費精算であることなどから、競争入札には適さない。 また、委託予定である長崎県中小企業団体中央会は、県内での各産業とのネットワークと6次産業化へのノウハウを有するとともに、交流会等本業務後の支援体制も併せ持つ、事業目的を十分達成できる唯一の団体であることから、当該事業者を相手先として随意契約を行うもの。	第167条の2第1項 第2号
6	農林部	畜産課	2019年 4月1日	凍結精液流通管理システム保守管理委託契約	1,608,840	鹿児島県鹿児島市東開町4-104 (株)南日本情報処理センター 代表取締役社長 松窪 寛	本システムは、(株)南日本情報処理センターがプログラムの著作権を有し、保守管理を行っている「和牛登録システム（全国和牛登録協会長崎県支部）」と連結して、同社が開発したものである。 保守管理に当たっては、プログラムの不具合やシステム障害に対応し、両システムを同時にチェックする必要がある。 よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため随意契約を行う。	第167条の2第1項 第2号
7	農林部	林政課	2019年 10月7日	令和元年度新たな森林管理システムモデル推進業務委託	1,262,591	諫早市貝津町1122番地6 公益社団法人 長崎県林業公社 理事長 中村 功	当該業務は、本年度から施行された森林経営管理法に基づき市町村が作成することになる森林経営管理集積計画作成などの実務マニュアルの整備や、森林整備発注の積算及び現場管理について現地研修を実施するもので、本事業を委託できる契約相手方としては、「地域林政アドバイザー」を有し、分収林の契約事務に伴う法定相続人の探索や森林整備事業の設計・積算・現場監督を実施している林業公社しかなく、契約の相手方が特定されるため。	第167条の2第1項 第2号
8	農林部	肉用牛改良センター	2019年 4月5日	現検牛計5頭（七タ128他）売買契約（苓岐）検定班	3,564,000	苓岐市芦辺町国分東触706番地 苓岐肉用牛改良組合 組合長 柳川 信行	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織（育種組合、改良組合等）と協力して行なっている。改良組織（育種組合、改良組合等）は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織（育種組合、改良組合等）と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	農林部	肉用牛改良センター	2019年 4月5日	直検牛1頭(忠勝幸)売買契約(苓岐)検定班	1,026,000	苓岐市芦辺町国分東触706番地 苓岐肉用牛改良組合 組合長 柳川 信行	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
10	農林部	肉用牛改良センター	2019年 4月10日	現検牛12頭(忠乃国他)委託販売(検定班)	16,111,900	福岡県太宰府市都府楼南5-15-2 JA全農ミートフーズ株式会社 九州営業本部 本部長 伊藤 浩紀	肉用牛改良センターでは、種雄牛の能力を判定する必要から日本食肉格付協会が事務所を設置している佐世保食肉センターへの出荷を行っている。 佐世保食肉センターへの肉牛の出荷、枝肉販売、販売額の精算まで一連の手続きを一括して行い、かつ年間を通して緊急時に受け入れを行うことができるのは、全農ミートフーズのみであり、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
11	農林部	肉用牛改良センター	2019年 5月17日	直検牛1頭(福助)売買契約	1,026,000	平戸市田平町大久保免1544 北松地区和牛育種組合 組合長 松田 辰郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
12	農林部	肉用牛改良センター	2019年 5月17日	現検牛4頭(晴百合他)売買契約	4,113,600	平戸市田平町大久保免1544 北松地区和牛育種組合 組合長 松田 辰郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	農林部	肉用牛改良センター	2019年 5月17日	現検牛2頭(勝晴久他)売買契約	1,609,200	長崎市興善町6番7号 長崎西彼農業協同組合 代表理事組合長 森口 純一	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
14	農林部	肉用牛改良センター	2019年 5月20日	現場後代検定牛3頭(晴平他)売買契約	2,764,800	五島市吉久木町938 五島和牛育種組合 組合長 橋詰 覺	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
15	農林部	肉用牛改良センター	2019年 5月23日	現場検定牛計4頭(陽水他)売買契約	3,110,400	雲仙市吾妻町永中名1283 -1 県南地域和牛改良協議会 会長 金澤 秀三郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
16	農林部	肉用牛改良センター	2019年 7月1日	直検牛1頭(大3017)売買契約	1,004,400	苓岐市芦辺町国分東触706 番地 苓岐肉用牛改良組合 組合長 成石定建	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
17	農林部	肉用牛改良センター	2019年 7月2日	直検牛2頭(勝太郎他)売買契約	2,073,600	五島市吉久木町938 五島和牛育種組合 組合長 橋詰 覺	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
18	農林部	肉用牛改良センター	2019年 7月2日	現検牛4頭(金勝乃晴18他)売買契約	3,553,200	五島市吉久木町938 五島和牛育種組合 組合長 橋詰 覺	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
19	農林部	肉用牛改良センター	2019年 7月11日	現検牛3頭(幸乃晴他)売買契約	2,403,000	平戸市田平町大久保免154 4 北松地区和牛育種組合 組合長 松田 辰郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
20	農林部	肉用牛改良センター	2019年 7月16日	直検牛2頭(頑驪夢嵐31)売買契約	2,041,200	平戸市田平町大久保免154 4 北松地区和牛育種組合 組合長 松田 辰郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	農林部	肉用牛改良センター	2019年 7月16日	現検牛4頭(三日月晴他)売買契約	3,304,800	平戸市田平町大久保免154 4 北松地区和牛育種組合 組合長 松田 辰郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
22	農林部	肉用牛改良センター	2019年 8月28日	現検牛2頭(蒼希他)委託販売(検定班)	1,273,328	福岡県太宰府市都府楼南5- 15-2 JA全農ミートフーズ株式会 社九州営業本部 本部長 伊藤 浩紀	肉用牛改良センターでは、種雄牛の能力を判定する必要から日本食肉格付協会が事務所を設置している佐世保食肉センターへの出荷を行っている。 佐世保食肉センターへの肉牛の出荷、枝肉販売、販売額の精算まで一連の手続きを一括して行い、かつ年間を通して緊急時に受け入れを行うことができるのは、全農ミートフーズのみであり、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
23	農林部	肉用牛改良センター	2019年 11月27日	直接検定牛1頭(久美津)売買契約	1,067,000	五島市吉久木町938 五島和牛育種組合 組合長 橋詰 覺	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
24	農林部	肉用牛改良センター	2020年 1月16日	現検牛2頭(大直他)売買契約	1,562,000	平戸市田平町大久保免154 4 北松地区和牛育種組合 組合長 松田 辰郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	農林部	肉用牛改良センター	2020年 1月22日	現検牛4頭(深乃介他)売買契約	3,102,000	五島市吉久木町938 五島和牛育種組合 組合長 橋詰 覺	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
26	農林部	肉用牛改良センター	2020年 1月28日	直検牛2頭(華金太郎他)売買契約	1,991,000	苓岐市芦辺町国分東触706 番地 苓岐肉用牛改良組合 組合長 成石定建	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
27	農林部	肉用牛改良センター	2020年 2月7日	現検牛10頭(正之介他)売買契約	8,063,000	平戸市田平町大久保免154 4 北松地区和牛育種組合 組合長 松田 辰郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
28	農林部	農林技術開発センター	2019年 4月1日	豚の委託販売	単価契約 別紙のとおり	島原市有明町大三東戊667 - 1番地 雲仙養豚農業協同組合 代表理事組合長 中村 一彌	" 当センターでは年間300~400頭の試験を行い、試験終了後には枝肉や肉質を測定分析する必要がある。 正確なデータを収集するため試験豚は一定体重(約110kg)でと畜することとしているが、個体差があるため、出荷期には目標体重に達した豚から週2回程度の頻度で出荷し、また、枝肉調査についてもその都度実施するため、移送中の事故回避や試験豚への移送ストレスを極力かけずに正確なデータを収集するためにも、当センターからもっとも近い島原半島地域食肉センターへの出荷が不可欠である。 島原半島地域食肉センターへ出荷し、試験設計に対応した集出荷に対応できるのは雲仙養豚農業協同組合であり、契約相手方が特定される。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
29	農林部	農林技術開発センター	2019年 4月1日	肉用牛の委託販売	単価契約 別紙のとおり	福岡県大宰府市都府楼南5 - 15 - 2 JA全農ミートフーズ株式会社 九州営業本部本部長 伊藤 浩紀	" 農林技術開発センターでは、「長崎和牛」のブランド確立と効率的かつ省力的な生産管理技術の確立のため研究を行う目的から、評価を実施している(公社)日本食肉格付協会が事務所を設置している佐世保食肉センターへの出荷を行っている。 佐世保食肉センターへの肉牛の出荷、枝肉販売、販売額の精算、サンプルの確保まで一連の手続きを一括して行い、かつ年間を通して緊急時に受け入れを行うことができるのは、全農ミートフーズのみであり、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
30	農林部	農林技術開発センター	2019年 4月25日	育成子牛(雄子牛(黒毛和種))9頭売買契約	7,255,440	雲仙市吾妻町永中名1283 - 1 全国農業協同組合連合会長崎県本部県南畜産事業所 所長 山本 達志	" 農林技術開発センターでは、「長崎和牛」のブランド確立と効率的かつ省力的な生産管理技術の確立のため研究を行っている。このため、試験に必要な系統・発育の条件を満たした一定の月齢の対象子牛を、同時に必要頭数確保しなければならない。 子牛の購入は、家畜取引法において、公正な取引と適正な価格形成を確保するため家畜市場において売買することとされている。 一方、地方自治法第234条で、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」とあり、せり買いは認められていないため、購入方法は、家畜市場の業務規定にある評価購買(随意契約)とする。 条件を満たす子牛の頭数が充分確保でき、輸送コストのかからないのは県南市場しかない。 「評価購買」 家畜市場が評価委員を定め、家畜の評価を決定し、これを基に随意契約を行う方法"	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
31	農林部	農業大学校	2019年 6月21日	肥育素牛(黒毛和種去勢牛)3頭売買契約	2,695,680	雲仙市吾妻町永中名1283 - 1 全国農業協同組合連合会長崎 県本部県南畜産事業所 所長 山本 達志	農業大学校畜産学科学士のプロジェクト研究や技術実習等に供する牛は、飼養管理の違い等による効果・影響が比較対象できるよう、血統や出生時期、発育・体型等の資質が揃ったものであることが必要である。頭数については黒毛和種去勢牛6頭を用いることとしている。うち3頭は畜産学科で生産した子牛を用いるため、3頭を購入する。子牛の購入は、家畜取引法、県子牛子馬取引条例において、公正な取引と適正な価格形成を確保するため家畜市場において売買することとされている。一方、地方自治法第234条で、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」とあり、せり買いは認められていないため、購入方法は、家畜市場の業務規定にある評価売買(随意契約)とする。購入する牛の決定にあたっては、生産者の協力を得て候補となる牛の発育、体型調査を実施するため、農業大学校畜産学科に最寄の県南家畜市場が契約相手方として適当である。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

別紙

部局名：農政課（農林技術開発センター） 契約日：平成31年4月1日

契約の名称：豚の委託販売

項 目	単 価	備 考
販売手数料	販売価格の2.0%	
と畜検査料	1頭につき330円	
と場経費	定められた経費	
運搬料	定められた経費の実費額	

別紙

部局名：農政課（農林技術開発センター） 契約日：平成31年4月1日

契約の名称：肉用牛の委託販売

項 目	単 価	備 考
販売手数料	販売価格の0.6%又は1.6%	
互助金	販売価格の0.2%	
と場経費	定められた経費	
運搬料	実費額	